

平成16年11月16日  
内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（災害復旧・復興担当）

## 平成16年10月の徳島県における豪雨災害（台風第23号）に係る 被災者生活再建支援法の適用について

- 平成16年10月20日に徳島県で発生した豪雨災害（台風第23号）について、徳島県から住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法の定める自然災害に該当するとの報告があった。
- 今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯及び大規模半壊した世帯については、法に定める要件に合致する場合に、その申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住家が全壊した世帯には最高300万円、住が大規模半壊した世帯には最高100万円の支援金が支給される。

該当市町村	支援法適用日	支援法適用基準	住宅被害（世帯）		
			全壊	半壊	床上浸水
<b>【徳島県】</b>					
徳島市（とくしまし）	10月20日	第1条第1号	調査中	1	623
鳴門市（なるとし）	10月20日	第1条第1号	調査中	調査中	278
小松島市（こまつしまし）	10月20日	第1条第1号	調査中	調査中	487
吉野川市（よしのがわし）	10月20日	第1条第1号	調査中	調査中	268

注1 全壊、半壊、床上浸水の数値は現状での県からの報告による。同数値は、今後の調査によって変動することがある。

注2 支援法適用基準とは被災者生活再建支援法施行令を示す

### <参考>

#### 1. 支援金支給の仕組み（法第18条）

被災者生活再建支援金は、相互扶助の観点より都道府県からの拠出により造成された「被災者生活再建支援基金」から全額を支給するが、その1/2について国が補助することとされている。

#### 2. 対象となる自然災害（施行令第1条）

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第1号による。

（解説）

第1号 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害に該当する。

#### 問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（災害復旧・復興担当）  
菊地、両角、浦川

TEL 5 2 5 3 - 2 1 1 1（内線 5 1 6 0 2）  
3 5 0 1 - 5 1 9 1（直通）